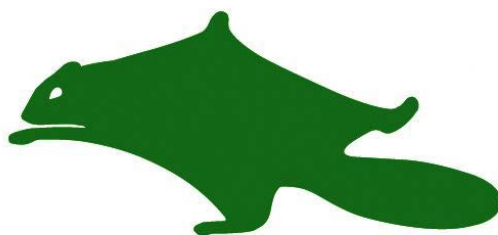


一般財団法人 **日本山岳スポーツ協会**
定 款



M S A J

一般財団法人 日本山岳スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本山岳スポーツ協会と称する。英文名を Mountain Sports Association of Japan(略称MSAJ)と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、山岳競技スポーツの発展と山岳環境の保護および啓発活動することを目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 山岳競技スポーツ等に関する普及振興事業
- (2) 山岳競技スポーツ等に関する講習会、研究会、講演会等の開催
- (3) 山岳競技スポーツ等に関する競技会の開催及び運営
- (4) 山岳競技スポーツ等に関する審判員及び指導者の養成に関する資格認定カリキュラムの研究
- (5) 山岳競技スポーツ等に関する関係団体との連絡調整事業
- (6) 山岳競技スポーツ等に関する機関紙及び刊行物の発行
- (7) 山岳競技スポーツ等に係わる自然保護活動
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(広告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

所在地 東京都中央区京橋 1-9-9 湘南産業八重洲ビル 401

設立者 日本山岳耐久レース実行委員会

実行委員長 宮地由文 (住所 東京都渋谷区恵比寿 4丁目
17番8号 第2エビスハイツ 603号)

拠出財産及びその価額 金銭 10,000,000円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期と

する。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第8条 当法人は剰余金を分配することができない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第 13 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 14 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。
理事 3 名以上 10 名以内
監事 1 名

2 理事のうち 1 名を理事長とし、当法人を代表するものとする。

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 21 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第 23 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 24 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほかは、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第 5 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 29 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議委員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(設立時評議員)

第31条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 神崎 忠男 長谷川 昌美 藤田 良雄

(設立時役員)

第32条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 宮地 由文 中嶋 正治 原 誠一郎

設立時代表理事 宮地 由文

設立時監事 丸山 文雄

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成24年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の定款に相違ない。

平成24年4月1日

東京都渋谷区初台二丁目26番1号401

一般財団法人 日本山岳スポーツ協会

代表理事 宮 地 由 文